

第8回甲府地方裁判所委員会 議事概要

(甲府地方裁判所委員会事務局)

1 日時 平成18年3月8日(水) 14:00～16:30

2 場所 甲府地方裁判所

3 出席者

(1) 委員(五十音順)

飯村委員, 井口委員, 小野寺委員, 加藤委員, 川島委員, 小林委員, 高野委員, 中崎委員, 南野委員, 松島委員

(2) オブザーバー

古井明男弁護士

(2) 甲府地方裁判所

古山民事首席書記官, 松本刑事首席書記官, 萩原事務局長, 天野事務局次長, 後藤地裁総務課長, 越田地裁総務課補佐(書記), 小沢庶務係長(書記)

4 議事等

(1) 意見交換テーマ(法教育)の選定趣旨の説明

(2) 意見交換等

別紙のとおり

5 次回委員会のテーマ

今回の議論等を踏まえて, 学校教育における「法教育」について議論を深めることとなった。

6 次回委員会期日

平成18年11月15日(水) 午後2時00分から午後4時30分

(別紙)

意見交換等の概要

(1) 企業・グループ等における法教育の取り組み例について

○ 実情としては、法令ぎりぎりのところで活動をしている企業もある。このような背景に鑑みれば、企業も主体的に法令よりもさらに高いレベルでルール作りをしていく必要があり、これは企業にとっても意義のあることだと思う。具体的には把握していないが、当社でも企業が犯してはいけない身近なルール、例えば個人情報保護法などの徹底は図っていると認識している。

○ 同じく取材と個人情報・プライバシーなど倫理教育は行っている。その他にも、新人、10年目、デスクになった後などの各機会にテーマを決めて研修を行っている。

ただ、そのような研修が実際に仕事に活かしているかという点、読者や警察とのトラブルもかなりある。特に匿名報道については警察との間で刑法196条の解釈を巡って見解の相違があり、警察も報道機関も現場でどの程度法律の理解ができているのか疑問を感じることもある。

○ 大企業と中小企業では「ルール」についての認識が異なる。また企業では事前規制から事後チェックへの転換についての認識があまり無いようで、時代の変化に対してはむしろ被害者意識を感じているふしがある。

個人の意識に依存する慣習法から、法体系によって位置づけられているものまで、全般的に「なぜルールを守らなければならないのか」という意識が欠如しているように感じる

また、新しい法やルールが解りにくいことにも問題がある。新法に関するセミナーがあっても大企業では参加者を出しやすいが、人的な余裕の無い中小企業は取り残されていくことになる。そのような中小企業の場合は例えば所属する組織体や系列の中で教育していく態勢を取ることが望まれる。

- 警察の場合は、新しいルールができれば通達により周知され、また昇任時等を含め色々な研修の機会がある。それでも徹底されず、思わぬ事態を招くことも希にあるが、この点は今後工夫する必要があると考えている。
- 弁護士会では10年位前から日弁連から弁護士倫理に関する研修が義務づけられていおり、新人研修とその後5年ごとの研修を実施している。弁護士が増加するのに比例して弁護士の不祥事が増加しており、また特に弁護士が偏在している東京などの大都市では弁護士同士の相互監視態勢が働かないことにより不祥事が発生している。研修はこの様な実情を背景として実施されるようになったものである。
- 大学の職員に対しては、特に「学生の個人情報をもどのように保護するか」をテーマとした職員研修を実施し、企業での取り組み例を紹介する等の機会をもった。

(2) 法教育の内容に関する意見交換

- 法教育は、国民に司法制度改革を受け入れてもらうための動きと理解しているが、単に制度、特に裁判員制度に協力的な人を育てるものになってはいけないと思う。事前規制から事後チェックへの社会の移り変わりとか、どうして法があるのか等の根本を教えるものでなければならない。
- (弁護士会での法教育の取り組みについて雑誌、新聞記事等の紹介)

出前授業での法教育では単に講義形式というのではなく、「ジャックと豆の木」や「三匹の子豚」などの物語を題材にして模擬裁判風に仕立てるなどの工夫をしている。制度を学ぶと言うよりも法的な考え方を学んでもらえるよう意識している。

このように、弁護士会では制度の理解や知識というよりも、法の背後にある考え方を理解してもらい使えるようになってもらうことを提言している。ようするに民主主義社会の市民として必要な能力を学んでもらうというのが主眼である。例えばアメリカでは幼稚園児等にも権利、プライバシー、責任、正義などを教えており、兄弟で一つのケーキをどうやって分けるのが公平なのかなど

身近な素材を用いてディスカッションするなどの教育をしている。日本の倫理社会でも実体験の中で法律がどのように根付いているのかを教えることが重要であると思われる。

一方、成人に対する法教育という点では、4回から5回で市民法律講座を開いており、また依頼等があれば講演等の依頼も受け弁護士を派遣している。また個人的に依頼される講演テーマでは、個人情報に関するものが多く、さらには個人情報保護に対する過剰反応も問題視されているところ、これについての講演を依頼されることもある。

- 法教育で一番障害となるのは用語の難しさである。誰でも解るような言葉で書かれたテキストを用いるなど、解りやすく日常用語で共有できるようにすることが大切であると考えます。
- 法教育を行う際も、法以前の常識、例えば「お金を盗んではいけない」とか、「借りたら返す」などから入っていけば抵抗感が少ないと思う。他面、法教育もその担い手や目的によっては一種洗脳となるのであって、安易に意のままの市民を作るということになってはならない。押しつけでなく皆が納得して、真に互いを理解し合うための教育でなければならないと思う。
- 弁護士としての仕事を通じて一番感じるのは消費者教育である。破産事件などを担当していると「なぜ保証人の私が支払わなければならないのか。」などの発言をよく耳にするが、このような状況は今も20年前も変わっていない。一流大学を出たにも関わらず同様に言う人もいる。まだ頭が柔軟な高校までの時期に、一時限でもよいから法教育の機会を設けて、一回は試験をするくらいのことから始める必要があると感じている。
- 過去にはあまり行っていなかったが、裁判所では最近、憲法週間や法の日週間などの機会に一般の方々に法廷見学をしていただいたり、出張講義を行うなどを行っている。
- 裁判所で色々な機会を設けたとしても、来る人は何度も来るが、来ない人は機会を得ることなくそのまま取り残されていくことになる。また現在の社会の

流れについて理解している人も少ないと思う。皆が目にするようなところで重ねて広報，啓蒙活動し，津々浦々まで情報が行き渡るよう配慮して欲しい。

- 学校での法教育が整備された後であれば，企業での法教育であっても個人に対するものであっても再教育ということになるが，まだそういう状況には無い。にわか勉強で生半可な知識を得ても却ってあだとなることもある。しばらくは一般常識的なテーマでスポット番組を制作，放映するなど，生活の中で目に触れるような機会を設けるのが实际的だと思う。
- 司法制度改革の主眼は，お任せの司法ではなく国民が参加していくことにある。先ほど紹介いただいた文献には「知っているというだけでなく，それが現実の社会の中でどのように機能しているかを体得し，利益と利益の衝突，原理と原理の衝突，いわゆるトラブルが起きたときに解決する術を知り，実際にそれを解決できるようにしなければならない。」との記述があるが，この様にももの考え方を知ることが法教育の根幹だと思う。学生ならともかく既に社会人になっている人の動機付けは難しいと思うが，テレビドラマ仕立てにするなどしてメディアに乗せていく方法が实际的かと思う。
- 警察でも防犯，事故防止をテーマに，学校や地域の集まりなどの機会に市民を対象とした各種活動を行っているが，出てくる人は出てくるし，出てこない人は出てこない。この出てこない人をどうするかが問題である。

業界に属している人であれば既存の集会などの機会を利用できるし，効果は薄くても自治会などでの活動も継続していくことが必要である。大人になると話を聞くというのは抵抗感が強く，目に訴える方が効果が高い。例えばビデオを活用したりドラマ仕立てにするのは効果が大きい。警察でも寸劇を活用したりしている。
- 裁判員制度の広報と法教育とは区別すべきものとは思う。検察庁では裁判員制度の広報はかなり取り組んでいるが，それと法教育とは区別して考えている。ただ，浸透させるという点では似た面もある。検察庁では職員に出身の高校の同窓会や自治体の集まりなどの機会に，パワーポイントやビデオを用いて制度

説明させるなどして、制度の中身を浸透させることを始めている。

しかし個人となるとなかなか難しい。おそらくマスメディアの利用しか無いのではないか。

- 法律相談での最近の傾向として、インターネットなどで得た情報で自分なりに結論をもって相談しに来る方が多い。その場合はだいたい自分に都合のよい情報をピックアップして来る傾向にあるため苦慮している。
- 例えばテレビで「失敗しないために」という題でスポットを流してはどうか。教育の場というわけではないが、事例を題材にして犯罪の被害者にも加害者にもならないよう促し、ケース次第で相談する先を案内するようなものができれば法教育の趣旨に資すると思う。
- テレビで酔っぱらい運転の特集が放映されたことがあるが、この効果は大きかった。
- イタリアの例を取れば、国民が裁判に参加する仕組みが、それほど抵抗無く70年以上も続いているのに対し、大正時代の日本における陪審制度は結局国民から拒絶された。これは国民全体の意識の問題である。法教育は根本的なモラルや倫理からスタートする大がかりなものになると思う。
- 私は法人としての契約に携わっているが、契約の目的を含めて弁護士に相談して交わしている。契約に際しては相互の利益や主張がぶつかり合う場面もあるが、そのような場合は契約を交わそうとした原点に立ち戻り、ぶれないことで乗り切るしかない。呑むところは呑み、譲れない線は譲れないということになるだろうが、その線をどこにおくかについて、法を意識して話す人と自分の感覚だけで話す人がおり、そのような場面に直面すると法教育の必要性を感じる。
- 調停の場においては、ほとんどの場合に双方が法律を知らず、ときに喧嘩常態で進行することもある。そういう場合には法について解説することもあるが、それが解決の糸口になることもある。そういう意味では調停を通じた法教育とも言えるのではないかと感じている。さらには地域に戻り、適切な法制度やシステムが紛争解決の手段として有効であることを広めてもらえれば法教育の一

端を担えるのではと思う。

- 学校教育では、破綻した場合とかクーリングオフなど、先に「消費者保護」を教えてしまい、「契約の自由」とか「契約は守らなければならない」ということは教えていない。また「私的自治」や「人権の原則、例外」なども教材などには出てこない。この様な背景から、大人になって法律家の考え方とずれが生じるのではないかと感じており、学校教育でも今後、法的な考え方を定着させていく必要があると思う。ただし、効果が生じるのは10年、20年先となるであろう。
- 社会科の教科書で、裁判官、検察官、弁護士が執筆に加わってできたものは目にしたことが無い。法教育は子供時代の教育が大切だと思う。弁護士や専門家に客員教員になってもらって、例えば「法と生活」などの題で授業を担当してもらえればかなり違ってくるのではないだろうか。テレビももっと活用した方がよい。例えば少年審判の模擬を見せるなどすれば犯罪行為の阻止にも効果的ではないか。